

小委員会交渉の概要

交渉日：令和4年11月8日（火）16時20分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
昇給制度について	○修正案の内容は、提案の撤回を求める都労連の意見をはじめ、職場代表や単組代表の厳しい要請を受け止めておらず、直ちに撤回することを要求	○提案内容を一部見直し、2年連続で業績評価における第一次評定の総合評定が「D」の職員は現行制度どおり1号昇給とし、3年以上連続で「D」となった職員を昇給なしとする
行政系人事制度について	○都労連が求めている専門性・熟練性と知識・経験の継承・発展、人材育成を踏まえた前進と受け止め ○本人希望や組織全体を考慮した上で、適切な人員配置となることを要求	○職員の専門性を一層育成・活用していく観点から、監督職の人事配置について、同一ポストの長期在職を可能とする
定年引上げについて	○国の方針を待つことなく、判断したものと受け止めるが、定年引上げは来年4月に迫っており、円滑な制度導入に向け、速やかに職員へ周知し、準備を進めることを要求	○農林漁業普及指導手当の具体的な取扱いについて、60歳超職員の手当額の水準を60歳前と同じ水準とする
退職手当制度について	○総務省が各団体に対し、国の取扱いを踏まえ、適切に対応するよう技術的助言を発出していることから見直しの合理性はない ○引下げにつながる見直しについて、労使交渉で議論を進めようとする一方的な都側の姿勢は断じて容認できない	○都の退職手当制度が国と相違する部分もあることも踏まえれば、較差解消に向けた見直しは必要 ○具体的な見直し案を早期に提案し、今交渉期の課題について、全て一体的なものとして解決を図っていかなければ、都民の理解も得られないものと認識